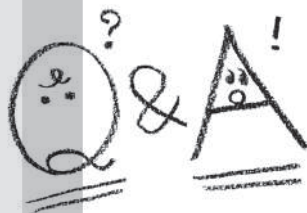


著作権・契約書

第18回

意外に侮れない、
TPPの芸術文化への影響

福井健策



弁護士（日本・ニューヨーク州）／日本大学芸術学部 客員教授

HP:<http://www.kottolaw.com> Twitter: @fukuikensaku

いよいよ各国との事前協議が始まったTPP、環太平洋経済協定。関税を無くすだけの話だと思っている方も、まだいるようだ。が、実際には関税以外の垣根もとりはらうとして、膨大な分野で各国の国内ルール統一化がはかれる。

中でも、実は争点満載なのが著作権などの知的財産の分野。演劇をはじめライブ産業にもちゃんと(?)関わっているのだ。

いったい、何が話し合われているのか？ 米国の条文案が外部流出したり、あるいは最近米国が韓国と締結した自由貿易協定から、おおよそわかって来た。

まず第一に、著作権の保護期間の大幅延長。

著作権には保護期間というものがあって、それが過ぎれば以後は誰でも自由に作品を利用できる。いわば、作品は公共財産に帰るのだ。

日本では作者の生前と死後50年ところが欧米では相次いでこれを20年間延長した。

実は、著作権は過去、何度も期間延長を繰り返されて来ている。ミッキーマウスの著作権が切れそうになると延ばすのだといわれて、ミッキーマウス保護法と揶揄されたりする。

日本も米国から延ばすように要求されたことがあるが、反対も多く、いったんは見送られた。なぜか。

権利の期間を延ばしたいのは、通常は著作権収入がその分増えるからだろう。しかし、何人かの研究者が調査した結果、残念ながらほとんどの作品は、作者の死後50年も経つずつと前に市場から姿を消していることがわかった。つまり売られていない。売られていないなら、期間を延ばしても収入は増えない。

逆に、その期間中は相続人の許可がないと作品は使えないが、死後50年以上も経つと、一部の有名作品を除いて相続関係はわからないケースが大半だ。それでは、許可の取りようがない。逆に作品の上演・アーカイブ化や古い作品に基づく二次創作ができなくなり、忘却され埋もれる作品が増えかねないといわれる。

ではなぜ、米国は他国に延ばさせたのかといえば、映画・音楽などコンテンツは米国最大の輸出産業だからだ。報道によれば、著作権分野だけで年間10兆円という、驚異的な外貨を稼いでおり、自動車や農産物を凌ぐ。

日本はどうかといえば、残念ながら逆。海外で評価される作品は多いものの、著作権分野では使用料だけで年間5700億円という、大幅赤字国だ。

そもそも、米国とは立場も利害も真逆なのである。

交渉テーマの第二は、非親告罪化、という聞きなれない言葉だ。

現在、著作権や商標権の侵害には刑事罰がある。ただし親告罪といって、被害者の告訴がないと訴追・処罰されない。

コンテンツ輸出側にとっては、他国で海賊版が見つかった際に、刑事告訴の手続をとらなければならないのは、大変。そこで、被害者の告訴がなくても、警察・検察が自由に摘発・訴追できるように法律を変えよ、と各国に求める。これが非親告罪化だ。

昨年、ネット上でも、「非親告罪化されたら、パロディや同人誌のような二次創作が権利者の告訴もなしで処罰されかねない。表現の自由に反する」と大激論になった。

最近ではネットなどで、問題だと思っ作品や発言を見つけると「祭り」的に告発・通報する動きも起きている。悪意を持った第三者が通報すると、親告罪でない以上、警察は動かない理由が見つかからないのではないか。そういう悪用や表現の萎縮が心配だ、という意見もある。

このほかにも多くの交渉項目が挙が

る。いずれも、コンテンツの輸出側には有利なルールだ。TPPに将来中国などが加盟するならば、海賊版対策には一定の効果があるのだろう。

しかし、社会のありようも裁判にいつの考え方も違う日本に、急に他国のルールを持ってきて悪影響は無いのか？ 他の分野にも通ずる問いかけだが、どれも、先日成立した米韓の貿易協定で、韓国は米国の要求通り受け入れている。

問題は、これら個別のルールへの賛否以前に、TPPが完全な秘密協議だということだ。そのため、気がついたら国の外ですべてが決まっていた、ということにもなりかねない。芸術界にとっても、決して他人ごとではないのである。

